

よくあるお問い合わせ

道路橋点検士の登録手続きにあたり、これまで多くの方々からお問い合わせをいただいておりますので、基本的な考え方とお問い合わせに対する回答を以下に記載しました。これをお読みいただき、ご理解のうえで、登録申込みするようお願いいたします。

今後、道路橋が急速に老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による点検→診断→措置→記録というメンテナンスサイクルを確立するために法令等の整備が進められています。

この橋梁点検を担う点検技術者の更なる技術の向上や点検結果の精度、信頼性の確保を図るため、国が定める統一的な「橋梁定期点検要領」に基づく橋梁点検を担い、**道路橋の損傷や劣化の進行状況などを把握し、その結果に基づき点検調書を適切かつ正確に作成できる知識と技術を有する技術者を「道路橋点検士」として認定いたします。**

このため、道路橋点検士の資格要件を、1)国が定める統一的な「橋梁定期点検要領」を基本とした実務を含む橋梁点検技術研修会の修了、および2)橋梁点検に関する一定の業務実績、としています。

ここで橋梁点検とは、国が定める橋梁点検要領（「橋梁定期点検要領(案)平成16年3月」、「橋梁定期点検要領 平成26年6月」）に基づき、**橋梁の上部工、下部工など橋梁全体を対象として、定期的に行われる点検および点検結果の記録までの業務**を基本としています。

1. 民間技術者の業務実績の要件としている「点検・診断」について

業務実績の要件とする「点検・診断」とは、橋梁点検要領による点検および診断の業務をいい、この業務を1年以上行ったことを業務実績の要件とします。

〔点検・診断業務の内容について〕

Q1 点検および診断業務とはどのような業務を指しますか？

A1 道路管理者が定める橋梁点検要領に基づき、上下部工など橋梁全体を対象として定期的に行われる点検および点検結果の記録までの一連の業務を指します。

Q2 長寿命化修繕計画策定業務に併せて実施する橋梁点検は業務実績の対象になりますか？

A2 道路管理者が定める橋梁点検要領に基づく橋梁点検であれば、それを業務実績の対象とします。

Q3 上部工だけの点検は業務実績の対象になりますか？

A3 道路橋点検士は上下部工を含む橋梁全体の点検を行うことを想定しています。したがって、特定の部位だけを対象とした橋梁点検については業務実績の対象としておりません。

Q4 鋼橋の疲労亀裂の可能性のある部材を対象とした点検、ASRや塩害による損傷の可能性のある部材を対象に行う詳細調査は業務実績の対象になりますか？

A4 非破壊検査や化学的分析などを駆使した特定の損傷を対象とした詳細調査については、それぞれの分野で資格が設けられている高度な技術を要するものではありませんが、特定の損傷を対象としたものであり、道路橋点検士に求められる業務実績の対象としておりません。

Q5 補修設計や補修・補強工事の事前実施される橋梁点検は業務実績の対象になりますか？

A5 補修・補強工事は橋梁の一部に対して行われることが一般的であり、これに含めて行われる点検は補修対象箇所の事前調査であると考えられ、道路橋点検士に求められる橋梁全体の定期点検ではないことから、業務実績の対象としておりません。ただし A2 に該当するものを除きます。

Q6 道路ストック総点検(橋梁点検)など第三者影響範囲を対象とした橋梁点検は業務実績の対象になりますか？

A6 沿道や第三者への被害の防止を図るための点検であり、損傷の経年劣化の把握を主目的とした点検ではないことから、業務実績の対象としておりません。

Q7 大規模災害時の異常時点検は業務実績の対象になりますか？

A7 予期していない異常が発見された場合に、必要に応じて橋梁の安全性を確認し、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止を図るための点検であり、重要な点検のひとつですが、道路橋点検士に求められる損傷の経年劣化の把握を主目的とした点検とは趣旨が異なることから、業務実績の対象としておりません。

〔橋梁点検要領について〕

Q8 「橋梁定期点検要領 平成26年6月国土交通省 国道・防災課」以外の橋梁点検要領に基づく橋梁点検は業務実績の対象になりますか？

A8 国が定める定期点検要領のほか、これに準じて地方自治体、高速道路会社などの道路管理者等が定める橋梁点検要領による橋梁の定期点検および診断の業務については、業務実績の対象としています。

〔対象橋梁について〕

Q9 横断歩道橋の点検は業務実績の対象になりますか？

A9 一般の車道橋と構造が異なることから、業務実績の対象としておりません。

〔業務実績とする対象期間の考え方について〕

Q10 橋梁定期点検業務に補修設計業務等が含まれている場合は、どのように計上すればよいですか？

A10 補修設計や長寿命化計画策定などその他の業務が定期点検業務に含まれている場合は、契約上の工期のうち、定期点検に要した業務期間のみが対象期間になります。実施工程表により確認する場合があります。また、トンネル等他の道路構造物を含んだ点検業務の場合も、橋梁の定期点検に要した業務期間のみが対象期間になります。

Q11 橋梁点検技術研修会を受講する前の業務は、業務実績になるのでしょうか？

A11 平成16年度以降の業務を業務実績の対象としています。したがって点検技術研修会修了前の業務も業務実績の対象とします。

〔業務経歴証明書の添付資料について〕

Q12 業務経歴の審査時に業務経歴を確認できる添付資料とはどんなものですか？

A12 業務経歴証明書に記入された業務のうち代表的(1～2件)なものに対し、受託業務契約書や特記仕様書などでの該当箇所(発注機関名、契約業務件名、工期、点検橋梁数、業務内容、適用した橋梁点検要領名等)がわかる部分のコピーを添付して下さい。

Q13 業務経歴を確認できる添付資料がない場合はどうすればよいですか？

A13 A12 にあるような資料がない場合は、これに代わるものとして、業務計画書や報告書のほか、国や地方自治体の入札契約情報提供サービスを利用し、該当する業務名がわかる部分を印刷いただいても構いません。それでも資料がない場合は添付は不要ですが、業務内容を詳しく説明した資料等を作成して下さい。

2. 道路管理者の業務実績の要件としている「維持管理」について

業務実績の要件とする「維持管理」とは、道路管理者として、道路橋の点検・診断、損傷の調査、補修・補強、およびそのマネジメントをいいます。この業務を在職期間2年以上行ったことを業務実績の要件とします。

Q14 市町村で橋梁の維持管理を担当していますが、業務実績の対象となりますか？

A14 橋梁の維持管理業務の中に、所管する橋梁の点検・診断を含む場合には、業務実績の対象としています。ただし、予算管理や安全管理等の事務的なマネジメントは業務実績の対象としません。

Q15 国土交通省での職務で業務実績の対象となるものを教えてください。

A15 国道事務所等で道路管理課や出張所に所属する、維持修繕係等の道路の維持管理に従事している方が対象になります。また、道路の維持管理を行っている事務所長、管理担当副所長の方につきましても、道路の維持管理に携わっているとみなします。

登録事務局で業務経歴証明書を審査する際、記載された業務実績について公共団体等が公表している契約情報と照合いたしますが、あらためて登録事務局から申請者にお聞きする場合があります。

現在、上記の要件に適う業務実績がない方は、今後、橋梁点検・診断業務の実績を積んだ段階で道路橋点検士の登録申込みをしていただきますようお願いいたします。